

総合評価方式における低入札価格調査について

- 1 総合評価方式における低入札価格調査手順について、以下のとおり定める。
- 2 調査基準価格、失格基準価格の算出方法は以下のとおりとする。

調査基準価格【注1】

=直接工事費×9.7/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9.5/10+一般管理費×6.8/10

【注1】 予定価格の10分の7.5から10分の9.5の範囲内とし、「万円止め」とする。

失格基準価格は次のとおりとする。

- (1) 予定価格以下の入札が5者以上の場合

失格基準価格

=算定対象の入札の平均額×0.98(単位は円止め)

○算定対象の入札：予定価格以下で調査基準価格の98%以上(*1)の範囲で、その範囲の低い額から5割の業者(小数点以下切捨て)の入札

①次のア及びイを満たす場合は、上記*1の98%は95%と読み替える。

ア 調査基準価格以下の入札が、予定価格以下の入札の5割以上になる場合

イ 調査基準価格の98%未満の入札が、調査基準価格以下の入札の5割以上になる場合

②上記で算定対象の入札がない場合、「算定対象の入札の平均額」は、調査基準価格に95%を乗じた価格とする。

- (2) 予定価格以下の入札が5者未満の場合

失格基準価格

=調査基準価格×0.98(*2)(単位は円止め)

※ 調査基準価格以下の入札が2者以上の場合は、上記*2の98%は95%と読み替える。

* 上記算定式で失格基準価格が調査基準価格を超える場合は、調査基準価格と同額とする。

* 上記では、有効な入札を算定対象とする。

- 3 開札後、失格基準価格未満での入札は失格とし、失格者を除いた者の中で評価値が最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、「保留」とし、評価値が最も高い者を落札候補者として低入札価格調査を行う。
- 4 落札候補者について、下記の低入札価格調査失格判定基準により失格となった場合は、次順位の評価値が最も高い者について同様の調査を行う。
- 5 上記4の結果、「低入札価格調査を行う」と判定された場合は、「相模原市公共工事低入札価格調査取扱要領の運用基準」第4の規定により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行う。
- 6 上記4の結果、「低入札価格調査を行わない」と判定された場合は、内訳書の点検のみを行う。
- 7 判定により失格とならない場合でも、低入札価格調査または内訳書の点検により失格となる場合もありうる。

低入札価格調査失格判定基準

| ① 落札（入札） の割合 | | 列 | | | |
|--------------------|-----------------------|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| | | 右以外の 場合 | ② 落札候補者×1.05 以内 (最高評価値) に3社 | ③ 落札候補者×1.05 以内 (最高評価値) に4社 | ④ 落札候補者×1.05 以内 (最高評価値) に5社以上 |
| 行 | 調査基準 価格未満 75%以上 | 低入札価格 調査を行う。 | 低入札価格調査を 行わない。 | 低入札価格調査を 行わない。 | 低入札価格調査を 行わない。 |
| | 75%未満 70%以上 | 失格 | 失格 | 低入札価格調査 を行う。 | 低入札価格調査を 行わない。 |
| | 70%未満 | 失格 | 失格 | 失格 | 低入札価格調査 を行う。 |

① 落札（入札）の割合は「落札（入札）率＝落札（入札）価格÷予定価格」とする。

②、③及び④における業者数には落札候補者を含む。

※ 落札候補者より入札額は低いですが、失格基準価格以上の有効な入札は業者数に含める。